主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B(以下「会社」という。)に雇用され、C所在のD会社に所長として出向し、平成〇年〇月〇日に同所長兼任となる会社E部長に就任した。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、F病院に受診し、「変形性頚椎症」と診断された。 請求人によると、長時間のパソコン業務で、イスに座り、前屈みになっていたこ とが原因で、首と腰に痛みが発症したという。
- 3 本件は、請求人が、首と腰の痛みの発症は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人が主張する首と腰の痛みの症状については、平成○年○月○日付けG 医師作成の意見書によれば、同年○月○日の初診時から「変形性頚椎症(高度 あり、以前から)」と記載され、同年○月○日付けH医師作成の意見書によれば、 同年○月○日初診で「変形性頚椎症」と診断されている。

また、平成〇年〇月〇日付け I 医師作成の意見書によれば、傷病名は「変形性頚椎症」で、診断確定日は平成〇年〇月〇日とされており、当審査会としてもこれは妥当な判断であると考える。

そうすると、請求人が、会社に雇用されて長時間のパソコン作業を行ったことから発症したと主張する首と腰の痛みのうち、腰部痛については請求人の主張のみであって医師による確定診断がなされていないことから、頚部痛の「変形性頚椎症」(以下「本件疾病」という。)について、以下、検討する。

(2) 請求人の業務内容について、請求人は、所定労働時間である午前○時○分から午後○時○分までの間、昼食20分と構内点検の10~20分を除き、同じ姿勢で売上げの集計と配車状況をパソコンに入力していたと述べる一方、午前○時の朝礼、乗務員の納金と出勤の対応、午前○時の構内見回り(20~30分)、出庫状況等のシートへの集計(パソコン打込みは10分くらい)、電話の相談の対応、乗務員への指導、整備工場の点検見回り(月に20日くらい)等を行っていたとも述べており、請求人の申述に変遷が認められるところ、請求人の元部下のJは、請求人がパソコンで資料を作成するのは週に1回、売上げの入力は1分ほどと述べ、請求人の元部下のKは、請求人は仕事の決裁を行うが、根を詰めてするような仕事はなく、普通に座っていた印象である旨述べ、同じくLは、請求人は仕事を何もしなかったと述べていることからみて、請求人はD会社の所長として、主に部下が作成した書類等の決裁権者として勤務し

ていたものとみることが相当であることから、請求人が同一姿勢を長時間保持 するような頚部に過重な負担がかかる業務を行っていたものとみることはでき ない。

- (3) また、請求人の労働時間について、請求人は、通常、午前〇時〇分に営業所に出勤し、午後〇時〇分から本部に連絡に出かけたが、午後〇時か〇時〇分には家に着いていたと述べており、日々の勤務において長時間労働であったとは認められない。また、請求人は、休日出勤していたと述べるものの、Jは、請求人は本社が休みの日曜日には午前〇時に出勤し、土曜日は午前〇時に帰宅していた旨を述べており、請求人の労働時間が本件疾病を発症させるような頚部に過重な負担がかかるものであったとは認められない。
- (4)請求人の業務と本件疾病との因果関係について医学的にみると、平成○年○月○日付けI医師作成の意見書によると、頚部を酷使する作業環境下にあった事実は確認されておらず、発症原因は不明である旨記載され、平成○年○月○日付けM医師作成の鑑定意見書によれば、変形性頚椎症は、特に外因によらない経年変化で、椎間板の変性、骨棘形成が進行するものと考えられ、経年変化には個人差があり、請求人の素因ということになる旨が述べられており、当審査会としては、これらの意見は妥当であると考えられることから、決定書理由に説示するとおり、請求人の業務と本件疾病との因果関係は認められないものと判断する。
- (5) なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右 するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。